

訪問支援員研修

研修項目 4 : 地域の子育て支援の情報

—— 子育て世帯訪問支援事業 ——

目次

- 01 児童虐待防止対策における国や市町村の方針…2
- 02 訪問支援員が地域の子育て支援について把握することの重要性…4
- 03 主な子育て支援事業…6
- 04 子育て支援に関する社会資源…12

児童虐待防止対策における国や市町村の方針

- 国や市町村は、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSを早期に把握し、適切な支援につなげるために、こども家庭センターを中心に、地域のネットワークと一体となって包括的に虐待予防の取組を強化する方針です。

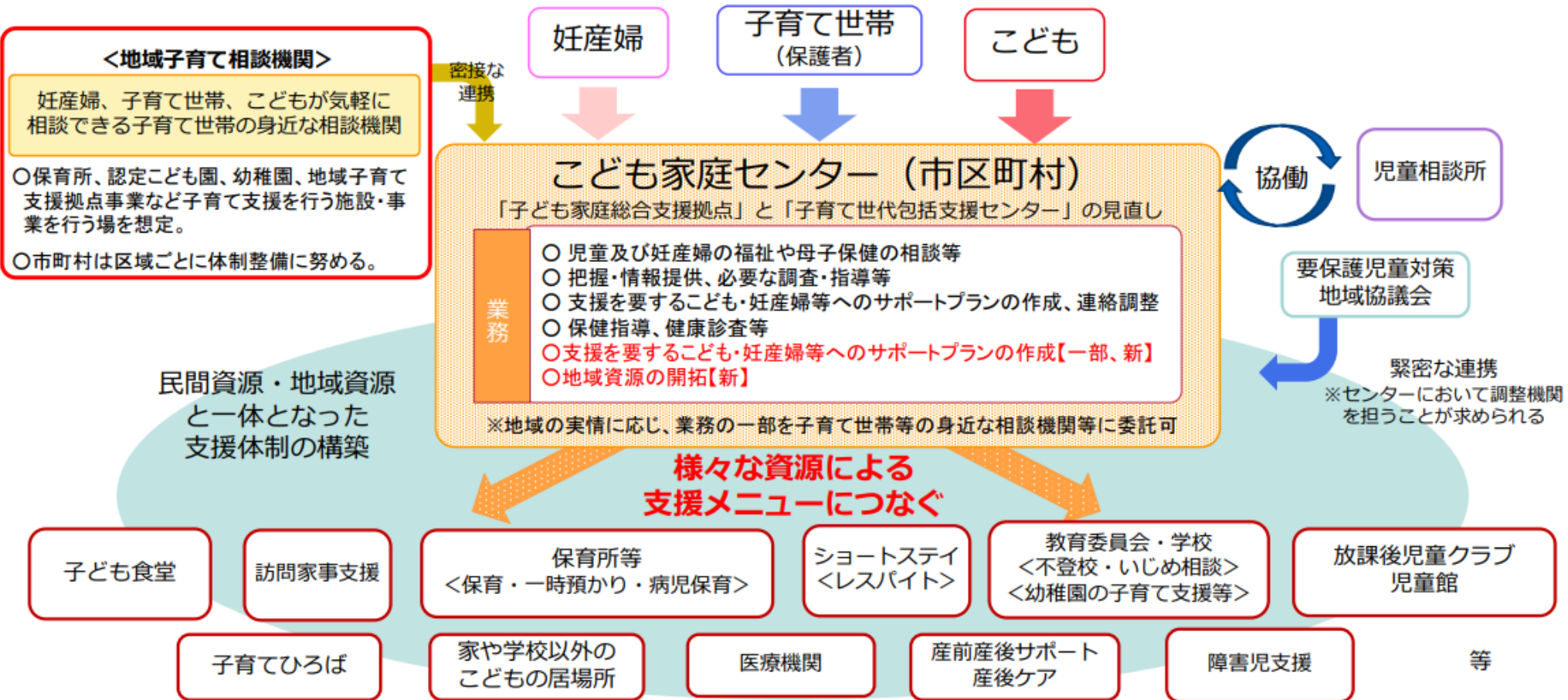
こども家庭庁『こどもまんなか実行計画2024』より抜粋

Ⅱ-1-(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（一部）

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、**子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。**

このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、**市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。**

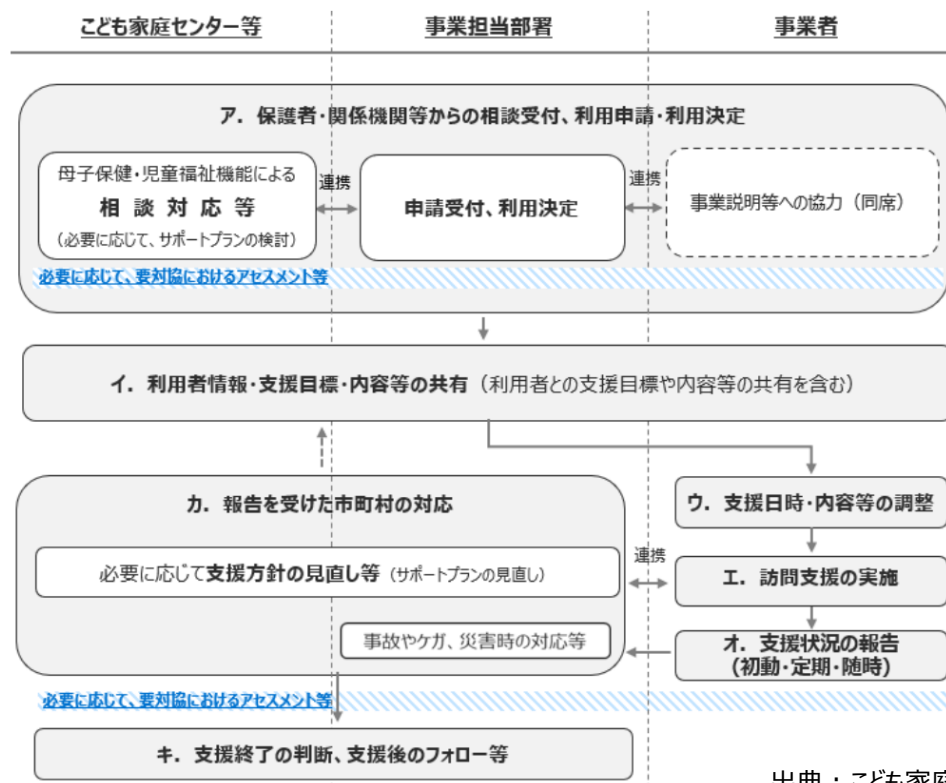
(参考) こども家庭センターとサポートプラン



子育て世帯訪問支援事業における支援方針の見直し

- 子育て世帯訪問支援事業は、ただ訪問支援を実施するのみならず、支援状況やその他支援を実施する中で得た情報等について、事業者（訪問支援員）から報告を受け、**市町村が適宜支援方針を見直します。**（市町村への報告について、詳細は第6章にて説明）
- 場合によっては、市町村が**本事業とは別の支援事業・機関と連携したり、別の支援事業・機関を支援対象者に紹介したりするケースが存在します。**

■ 子育て世帯訪問支援事業における支援の流れ

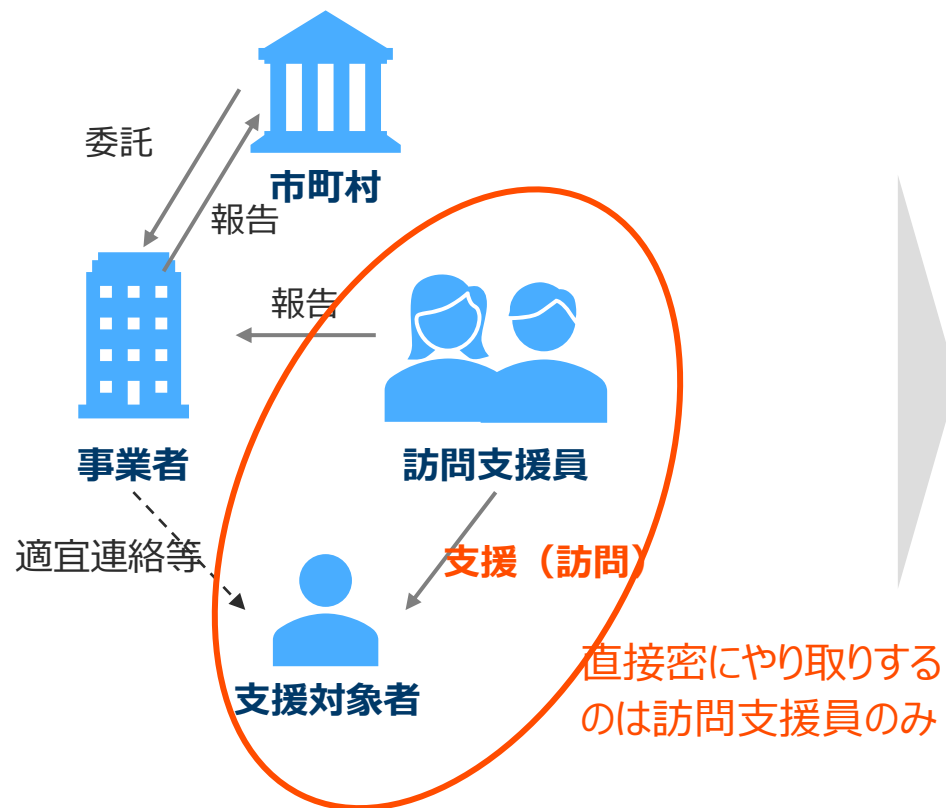


出典：こども家庭庁「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/d9bc9e4f/20240904_policies_kosodateshien_jido-homon_03.pdf

訪問支援員が地域の子育て支援について把握することの重要性

■ 子育て世帯訪問支援事業における各主体の関係（事業者に委託して実施する場合）



- 本事業において支援対象者と密にやり取りするのが訪問支援員のみであることを踏まえると、**訪問支援員が報告する情報は対象者への適切な支援のために非常に重要**です。
- また、地域子育て支援についてあらかじめ把握していると、**他機関・他事業との連携の必要性を早い段階で感じ取り、報告することに役立ちます。**

よって、訪問支援員は地域の子育て支援を把握していることが望ましいです。

留意点

- 留意点として、他の支援事業や支援機関について、訪問支援員が独断で紹介等をしてはいけません。
- 支援対象者には、支援員が知らない事情等があるケースもあるため、対象者への支援方針は、あくまで市町村や関係機関等の協議による総合的な判断のもとで決定されることが望ましいです。

主な子育て支援事業 | 一覧

■ 主な子育て支援事業の一覧

事業名
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
産後ケア事業
利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業
親子関係形成支援事業
子育て短期支援事業
一時預かり事業
病児保育事業
児童育成支援拠点事業
養育支援訪問事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て世帯訪問支援事業（本事業）

主な子育て支援事業①

主な活用シーン

出産した際

事業名

乳児家庭全戸訪問
事業（こんにちは赤
ちゃん事業）

産後ケア事業

概要

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し
子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把
握を行う事業

市町村が、出産後 1 年以内の母子に対して心身の
ケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子
育てができる支援体制の確保を行う事業

出典：各種事業の実施要綱・ガイドライン等を参考に作成

主な子育て支援事業②

主な活用シーン

親子や保護者間での交流や子育て相談を希望する際

事業名

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

親子関係形成支援事業

概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

講義やグループワークを通じて、児童の心身の発達に応じたの情報提供や、相談及び助言を実施し、同じ悩みを持った保護者同士の交流を通して、親子間の適切な関係性の構築を図る事業

出典：各種事業の実施要綱・ガイドライン等を参考に作成

主な子育て支援事業③

主な活用シーン

一息つく時間を
作りたい際

事業名

子育て短期支援事業

一時預かり事業

病児保育事業

概要

保護者が疾病、疲労その他の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合、保護者の子育て負担軽減が必要な場合、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育や平日の夜間の養育を行う事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

児童が発熱等の急な病気となった場合やその回復期等において、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行う事業

出典：各種事業の実施要綱・ガイドライン等を参考に作成

主な子育て支援事業④

主な活用シーン

生活の状況や環境を整えたい際

事業名

児童育成支援拠点事業

養育支援訪問事業

概要

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、安全で安心して過ごせる居場所を設け、生活習慣の形成や学習支援、食事提供を行い、関係機関と連携して包括的に支援を行う事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業

主な子育て支援事業⑤

主な活用シーン

家事・育児の負担を減らしたい際

事業名

ファミリー・サポート・センター事業

子育て世帯訪問支援事業（本事業）

概要

地域において、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）又はその両方を希望する人（依頼提供会員）との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ事業

子育て支援に関する社会資源

- 支援事業以外にも、子育て支援に関する社会資源は様々存在し、**フォーマルな社会資源（公的に制度化されているもの）**と**インフォーマルな社会資源（公的に制度化されていないもの）**に分けられます。
- フォーマルな社会資源のみならず、インフォーマルな社会資源についても把握しておくことが重要です。

フォーマルな社会資源

施設・機関等

児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設、福祉事務所、地域子育て支援拠点（民間施設含む）、保健所、小児科・産婦人科等の医療機関 等

人的資源

保育士、社会福祉士、児童指導員、放課後児童支援員、医師、保健師、助産師、看護師、民生委員・児童委員、子育て支援員 等

インフォーマルな社会資源

施設・機関等

下記のような子育て支援に係るサービス等を行う
子育てサークル、NPO法人、株式会社 等

□ 家事代行サービス、ベビーシッターサービス、子ども食堂、電話相談等の相談サービス 等

企業等の福利厚生

（制度化された内容以上の）産休・育休制度、時短勤務制度、出産祝い金 等

人的資源

家族、親戚、友人、近隣住民、ボランティア 等